平成24年(ヨ)第262号・同第318号

関西電力大飯原子力発電所3号機、4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 262名

債務者 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

2012年4月24日

大阪地方裁判所 第 民事部 御中

債権者ら代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二三夫

弁護士 大 橋 さゆり

債権者ら代理人弁護士冠木克彦復代理人

弁護士 髙 山 巌

弁護士 瀬 戸 崇 史

頭書事件につき、証拠の説明をいたします。

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲45	原子力安全基準· 指針専門部会 安 全設計審查指針 等検討小委員会 議事次第/速記 録	頃し		原子力安全 委員会	原子力安全基準·指針専門部会 安全設計審査指針等検討小委員 会では2011年7月15日の第1回 以来、2012年2月24日までに14 回の会合を重ねていること。	
甲46	原子力安全基準· 指針専門部会 地 震·津波関連指針 等検討小委員会 議事次第/速記 録	頃し		原子力安全 委員会	原子力安全基準·指針専門部会 地震·津波関連指針等検討小委 員会では、2011年7月12日の第 1回以来、2012年2月29日まで に14回の会合を重ねていること。	
甲47	海外の論文が示す津波の前の放射 ・福 対象の前の放出・福 対能放出・福機 地震による配管スト 地震は大飯3号ストではようによる しステストではい 慮されていない		2011年11月 14日	美浜の会	津波がくるより前に地震によって配管が破損したことを示す有力な証拠として、モニタリング・ポストが15:29に高いレベルの放射線をキャッチしたこと、また、ネイチャーでも紹介されているA.Stohlの論文が同様の結論を示していること。このような放射能放出のルートとしては非常用復水器(IC)系配管が地震で破損したとしか考えられないこと。	
甲48	関西電力株式会 社大飯発電所3号 機及び4号機のの 全性に関する際 合的に関する原 の に関する原 の の の の の の に 関 の の に 関 の の に 関 の の に 関 の の に 関 の の に 関 の の の に 関 り に り に し る の に り に り に り に り に り に り に り に り に り に	頃し	2012年3月2 3日	原子力安全 委員会	大飯3・4号機のストレステスト結果 について原子力安全・保安院から 受けた際の原子力安全委員会の 見解。「当委員会が要請した総合 的安全評価は、何らかの基準に 対する合否判定を目的とするもの ではなく」という認識に立っている こと。	
甲49	原子力発電所の 再起動にあたって の安全性に関す る判断基準	写し	2012年4月6 日	4閣僚:野田 佳彦、藤村 修、枝野幸 男、細野豪 志	4閣僚による再起動のための安全 性判断基準。第1章で福島第一 原発事故では地震による配管破 損等の影響はなかったとの「基本 的な理解」を示し、それを前提とし て第2章で地震による配管損傷し ないとの前提で対策を論じ、炉心 溶融には至らないとの判断を示し ているが、判断基準3では、炉心 溶融が起こり得るとした将来の対 策を考慮していること。	

号証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲50	12月19日 原発 の運転再開に反 対する政府交渉	写し	2011年12月 19日	美浜の会	福島事故の事態・原因と原発の 運転再開をめぐる条件について、 全国の市民が政府と交渉した結 果。10頁の5で1号機の非常用復 水器系配管を取り替えたのは19 75年頃だと答えている。つまりそ の配管は40年近〈経年している が、今回の地震動に関する耐震 解析では新品として扱って破損 するはずがないと結論している。	
甲51	福島第一原子力 発電所1号機非常 用復水器(甲50 - 1:CD-ROM)、 福島第一原子力 発電所1号機非常 用復水器の映像 (甲50-2)		2011年10月 21日	東京電力	福島第一原発1号機の非常用復水器の配管が地震で破損した疑いがあるためか、東京電力は中に人を入れて映像に写しそれをホームページで公開した。その映像では配管の保温材が著しく破損しているが、これは配管内部がら70気圧で蒸気が噴き出したコマを甲50-2で示している。	
甲52	東京電力福島原 子力発電所事故 調査委員会第9回 委員会 黒川清委 員長コメント		2012年4月1 8日	事故調査委員会	国会によって設置された福島事故の調査委員会第9回が開かれた後の黒川委員長の記者発表。原子力安全・保安院の深野院長に対する重要な確認事項が述べられている。政府(4閣僚)の判断基準に対する本質的な批判的観点が提示され、その結果、対策に地震等も含めるべきだとの疑問を呈している。	
甲53	発電用原子炉施 設に関する耐震 設計審査指針	写し	2006年9月1 9日	原子力安全 委員会	阪神淡路大震災を踏まえて新た に策定された耐震設計審査指 針。各原発がこの指針に適合して いるかの検討はバックチェックと呼 ばれている。基準地震動の設定 については、応答スペクトルに基 づく方法と断層モデルの双方で 行うよう指示されている。	

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲54	軽水型動力炉の 非常用炉心冷却 系の性能評価指 針	写し	1981年7月2 0日	原子力安全 委員会	1979年3月のスリーマイル島原発事故を踏まえて決定された指針。3.基準の(1)で、「燃料被覆管の温度の計算値の最高値は、1,200 以下であること」と規定している。燃料棒挿入時間の評価基準値(許容値)はこの規定を判断基準とし、さらに大きな安全余裕をみて立てられている。炉心溶融となる温度2,800 とは大きく隔たっている。	
甲55	制御棒挿入による 原子炉緊急停止 に係る安全余裕 に関する検討に ついて	写し	2009年3月1 6日	原子力安全 委員会	2007年7月の中越沖地震によっても、柏崎刈羽原発の安全性が保たれたことから、安全余裕を改めて重視する観点で、「止める」に関わる重要な制御棒挿入時間の余裕について検討した結果。図1で安全限界に対して安全余裕がとられて判断基準があり、さらに安全余裕を見て評価値が立てられている。判断基準は性能評価指針の1,200 に対応していることを図3が示している。	
甲56	朝日新聞記事「安全対策その場しのぎ 宙に浮いた耐性評価」	写	2012年4月1 7日	朝日新聞社	政府の安全対策がその場しのぎのもので、原子力安全委員会は安全宣言を出さないこと、ストレステストは1次評価だけしかしていないこと、地震の影響についてはまだ検証されていないこと、等の重要な指摘がなされている。	
甲57	朝日新聞記事「電 力融通「隠れた電 源」」	写し	2012年4月1 8日	朝日新聞社	電力の余力が乏しい電力会社に 余力のある電力会社から融通す ることが重要な効果をあげている ことが指摘されている。	
甲58	東京電力株式会 計画第一において 東京電第の形式を 事故を いの発電 はの発電 はの発電 はの が に関する に で に で に で に に で に に い に に い に い に い に	写し	2011年7月6 日	原子力安全 委員会	総合的評価(ストレステスト)を実施するようとの原子力安全・保安院に対する安全委員会の指示。原子力施設の頑健性を総合的に評価すること、「各防護対策が機能しなくなるまでの過程・余裕の大きさについて評価すること」を求めていて、再起動の条件を求めてはいない。	

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲59	東京電第に対している。東京電場では、東京電子には、東京には、東京には、東京のではないでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のではないがでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のではないがでは、東京のではないがでは、東京のではないがではないがではないがではないがではないがではないがではないがではないが	写し	2011年7月1 5日	原子力安全· 保安院	2011年7月6日付の原子力安全 委員会指示(甲58)に対する原子 力安全·保安院の検討方針。	
甲60	4月3日に「3月27 日の院内交渉で の再々質問」の件 名でお問い合わ せいただいた事項 につき、回答。		2012年4月6 日	原子力安全, 保安院保安 院 耐震安 全審査室	市民との交渉を受けた再質問に対する原子力安全・保安院の回答。全体的に驚くべき内容だが、 4頁の2.では、耐震バックチェックの結果は再稼働の要件とは関係ないと答えている。つまり、制御棒の挿入時間が許容値を超えるかどうかは、再稼働の条件とはならないということ。	
甲 6 1 の 1 ~ 7	大機す会1.議93・4号関係の再治・4号関係の再治・4号関係の自治・4号関係の自治・4号関係のは、1、4号のは、1、4号のは1、4号のは1、4号のは1、4号のは1、4号のは1、4号のは1、4号のは1、4号のは1、4号のは1、4号のは1、4号のは1、4			各市議会	大飯原発3·4号機の拙速な再稼 働に反対する決議。	